相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県能美市新保町チ五二番地、最後の住所石川県能美市大成町ワ一三〇番地雇用促進住宅・一―三〇八号
被相続人　亡　中村　哲史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月三日
石川県小松市芦田町二丁目一八番地
相続財産管理人　司法書士　潮津　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市材木町三九番地、最後の住所金沢市三小牛町二四の三番地一第三万陽苑
被相続人　亡　山本　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月三日
石川県金沢市小将町三番八号　弁護士法人兼六法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小堀　秀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県河北郡内灘町字向粟崎一丁目一六五番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　砂山外茂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月三日
金沢市兼六元町一番一三号杉本ビル二階
相続財産管理人　俣田　明佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県富士吉田市小明見一七四六番地、最後の住所山梨県富士吉田市小明見一九一九番地
被相続人　亡　太田　重之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月三日
静岡県駿東郡長泉町下土狩一二九一番一号
第二古谷ビル二〇二　おぎ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荻　大祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名郡木曽岬町大字見入一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　伊藤　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月三日
三重県四日市市三栄町四番九号　コーポタルトク一階　リベラ法律事務所
相続財産管理人　馬場　啓丞

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県小郡市上岩田一〇六二番地、最後の住所福岡県小郡市上岩田五四七番地四
被相続人　亡　堀　延利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月三日
福岡市中央区舞鶴二丁目二番一一号
相続財産管理人　弁護士　黒野　賢大

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年十二月三日
一、墳墓等所在地　千葉県浦安市堀江四―一四―二
一、墳墓等の名称　大蓮寺境内墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　瀬戸家　瀬戸栄助、瀬戸茂右エ門、不詳一名、森家　不詳一名、平田家　平田外五郎、池田つね、不詳一名、西田家　西田元治、家名不詳　吉左エ門、不詳一名、田中家　不詳九名、内田家　内田長三郎、内田たえ、不詳五名、小山家　小山代次郎、小山琴子、松村家　不詳一名、家名不詳　岡本彦治郎、戸沢慶一郎、不詳四名、岡村家　岡村善四郎、廣瀬家　廣瀬三太郎、廣瀬清作、不詳一名、内田家　内田五郎、内田カマ、酒井文子、内田博、不詳一名、廻國供養塔願主太右衛門墓、大塚家　大塚きん、大塚芳蔵、大塚サダ、秋本家　秋元助右エ門、秋元テル、不詳三名、中村家　不詳二名、田中家　田中平右衛門、田中ヤス、牛尾家　不詳十三名、家名不詳及び氏名不詳五基
一、改葬を行おうとする者　千葉県浦安市堀江四―一四―二　宗教法人浄土宗大蓮寺　代表役員　江口　隆定

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年十二月三日
一　墳墓等所在地　石川県白山市曽谷町ソ一二―二―一、一二―二―二地内
二　墳墓等の名称　曽谷町共同墓地
三　死亡者の本籍及び氏名　不詳
四　改葬を行おうとする者　石川県白山市曽谷町ロ七〇番地　曽谷町共同墓地管理組合　組合長　岡本　位明

無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地の整理改葬事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬、合祀することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年十二月三日
一、墳墓等所在地　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字泊八四三番地
一、墳墓等の名称　稱名寺境内墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　鳥取県東伯郡湯梨浜町大字泊八四二番地一　稱名寺住職　土井　義雄

公示送達

松秋区第二〇五号

松戸市秋山土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の規定による仮換地指定の変更通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

通知の内容

松秋区第一〇二号
平成二十四年九月十二日

松戸市秋山土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、平成十六年九月一日付け松秋区第五十号で通知した仮換地指定は、換地設計の変更により撤回し、法第九十八条第一項の規定により左記のとおり仮換地を指定します。よって、同法同条第五項及び第九十九条第二項の規定により通知します。

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
氏名　渡邉　榮治
住所　千葉県松戸市高塚新田四八八番地二

教示

一、この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二、この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、松戸市秋山土地区画整理組合を被告として（訴訟において松戸市秋山土地区画整理組合を代表する者は理事